

(参考) 前回の日本農林規格調査会 (令和7年5月27日) から修正した比較表 (集成材)

(下線部分は修正部分)

今回の改正案	前回の改正案
<p>日本農林規格</p> <p style="text-align: right;">JAS 1152-1:20xx</p> <p>集成材—第1部：一般要求事項 Glued Laminated Timber— Part 1 : General requirements</p>	<p>日本農林規格</p> <p style="text-align: right;">JAS 1152-1:20xx</p> <p>集成材—第1部：一般要求事項 Glued Laminated Timber— Part 1 : General requirements</p>
<p>1～4 (略)</p> <p>5 表示</p> <p>5.1 造作用集成材の表示事項</p> <p>造作用集成材の表示事項については、次による。</p> <p>a) 次の事項を一括して表示しなければならない。</p> <p>1)～6) (略)</p> <p>7) <u>製造業者、販売業者又は輸入業者 (以下“製造業者等”という。)</u>の氏名又は名称及び所在地 (削る。)</p> <p>b)・c) (略)</p> <p>5.2 造作用集成材の表示の方法</p> <p>造作用集成材の表示の方法については、次による。</p> <p>a) 5.1 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。</p> <p>1)～6) (略)</p> <p>7) <u>製造業者等の氏名又は名称及び所在地 製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。ただし輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。</u> (削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>b)～d) (略)</p> <p>5.3 化粧ばり造作用集成材の表示事項</p> <p>化粧ばり造作用集成材の表示事項については、次による。</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>5 表示</p> <p>5.1 造作用集成材の表示事項</p> <p>造作用集成材の表示事項については、次による。</p> <p>a) 次の事項を一括して表示しなければならない。</p> <p>1)～6) (略)</p> <p>7) <u>認証品質取扱業者等の氏名又は名称及び所在地</u></p> <p>8) <u>認証品質取扱業者の認証番号</u></p> <p>b)・c) (略)</p> <p>5.2 造作用集成材の表示の方法</p> <p>造作用集成材の表示の方法については、次による。</p> <p>a) 5.1 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。</p> <p>1)～6) (略)</p> <p>7) <u>認証品質取扱業者等の氏名又は名称及び所在地</u></p> <p><u>7.1) 認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載する場合 当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称及び所在地を、また、販売業者にあつては、販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。</u></p> <p><u>7.2) 製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載する場合 販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。</u></p> <p><u>7.3) 輸入品の場合 7.1), 7.2)に代えて、当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。</u></p> <p>8) <u>認証品質取扱業者の認証番号 7.1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載した場合は、これを省略してもよい。</u></p> <p>b)～d) (略)</p> <p>5.3 化粧ばり造作用集成材の表示事項</p> <p>化粧ばり造作用集成材の表示事項については、次による。</p>

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～8) (略)

9) 製造業者等の氏名又は名称及び所在地
(削る。)

b)・c) (略)

5.4 化粧ばり造作用集成材の表示の方法

化粧ばり造作用集成材の表示の方法については、次による。

a) 5.3 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～8) (略)

9) 製造業者等の氏名又は名称及び所在地 製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。ただし輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

b)～d) (略)

5.5 構造用集成材の表示事項

構造用集成材の表示事項については、次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～8) (略)

9) 製造業者等の氏名又は名称及び所在地
(削る。)

b)～h) (略)

5.6 構造用集成材の表示の方法

構造用集成材の表示の方法については、次による。

a) 5.5 a)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～8) (略)

9) 製造業者等の氏名又は名称及び所在地 製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。ただし輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。

(削る。)

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～8) (略)

9) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称及び所在地

10) 認証品質取扱業者の認証番号

b)・c) (略)

5.4 化粧ばり造作用集成材の表示の方法

化粧ばり造作用集成材の表示の方法については、次による。

a) 5.3 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～8) (略)

9) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称及び所在地

9.1) 認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載する場合 当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称及び所在地を、また、販売業者にあつては、販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。

9.2) 製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載する場合 販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。

9.3) 輸入品の場合 9.1), 9.2)に代えて、当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

10) 認証品質取扱業者の認証番号 9.1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載した場合は、これを省略してもよい。

b)～d) (略)

5.5 構造用集成材の表示事項

構造用集成材の表示事項については、次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～8) (略)

9) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称及び所在地

10) 認証品質取扱業者の認証番号

b)～h) (略)

5.6 構造用集成材の表示の方法

構造用集成材の表示の方法については、次による。

a) 5.5 a)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～8) (略)

9) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称及び所在地

9.1) 認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載する場合 当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称及び所在地を、また、販売業者にあつては、販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

b)~i) (略)
5.7~5.9 (略)

9.2) 製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載する場合 販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。

9.3) 輸入品の場合 9.1), 9.2)に代えて、当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

10) 認証品質取扱業者の認証番号 9.1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載した場合は、これを省略してもよい。

b)~i) (略)
5.7~5.9 (略)

附属書 A
(規定)

集成材の表示の様式

A.1 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の表示の様式

5.1, 5.3 及び 5.5 に規定する事項の表示について、造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の表示の様式は、次による。この様式は、縦書きとしてもよい。

品	名		
等	級 ^{a)}		
樹	種	名	芯材 ^{b)} 化粧薄板 ^{b)}
化粧薄板の厚さ ^{b)}			
見付け材面			
寸	法	短辺	長辺 材長
ホルムアルデヒド放散量 ^{c)}			
使用接着剤等の種類 ^{d)}			
<u>製造業者等^{e)}</u>			

(削る。)

注^{a)}~注^{d)} (略)

注^{e)} 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

(削る。)

図 A.1-造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の表示の様式

A.2 構造用集成材の表示の様式

附属書 A
(規定)

集成材の表示の様式

A.1 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の表示の様式

5.1, 5.3 及び 5.5 に規定する事項の表示について、造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の表示の様式は、次による。この様式は、縦書きとしてもよい。

品	名		
等	級 ^{a)}		
樹	種	名	芯材 ^{b)} 化粧薄板 ^{b)}
化粧薄板の厚さ ^{b)}			
見付け材面			
寸	法	短辺	長辺 材長
ホルムアルデヒド放散量 ^{c)}			
使用接着剤等の種類 ^{d)}			
<u>認証品質取扱業者等^{e)}</u>			
<u>認証品質取扱業者の認証番号^{f)}</u>			

注^{a)}~注^{d)} (略)

注^{e)} 認証品質取扱業者等が製造業者である場合にあつては、この様式中“認証品質取扱事業者等”を“製造業者”と、販売業者である場合にあつては、“販売業者”とする。また輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

注^{f)} 注^{e)}において認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載した場合は、認証番号を省略してもよい。

図 A.1-造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の表示の様式

A.2 構造用集成材の表示の様式

5.7に規定する事項の表示について、構造用集成材の表示の様式は、次による。この様式は、縦書きとしてもよい。

品	名
強	度
等	級
材	面
の	品
質	
接	着
性	能
樹	種
名	
寸	法
ラ	ミ
ナ	の
積	層
数 ^{a)}	
検	査
方	法 ^{b)}
ホルムアルデヒド放散量 ^{c)}	
性能区分及び処理方法 ^{d)}	
木	材
保	存
剤 ^{e)}	
実	大
曲	げ
試	験
等 ^{f)}	
プ	ル
ー	フ
ロ	ー
ダ ^{g)}	
使用接着剤等の種類 ^{h)}	
<u>製造業者等^{h)}</u>	
(削る。)	

注^{a)}～注^{g)} (略)

注^{h)} 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

(削る。)

図 A.2－構造用集成材の表示の様式

附属書 B・附属書 C (略)

集成材－第 2 部：試験方法 (略)

JAS
1152-2:20xx

5.7に規定する事項の表示について、構造用集成材の表示の様式は、次による。この様式は、縦書きとしてもよい。

品	名
強	度
等	級
材	面
の	品
質	
接	着
性	能
樹	種
名	
寸	法
ラ	ミ
ナ	の
積	層
数 ^{a)}	
検	査
方	法 ^{b)}
ホルムアルデヒド放散量 ^{c)}	
性能区分及び処理方法 ^{d)}	
木	材
保	存
剤 ^{e)}	
実	大
曲	げ
試	験
等 ^{f)}	
プ	ル
ー	フ
ロ	ー
ダ ^{g)}	
使用接着剤等の種類 ^{h)}	
<u>認証品質取扱業者等^{h)}</u>	
<u>認証品質取扱業者の認証番号^{h)}</u>	

注^{a)}～注^{g)} (略)

注^{h)} 認証品質取扱業者等が製造業者である場合にあつては、この様式中“認証品質取扱事業者等”を“製造業者”と、販売業者である場合にあつては、“販売業者”とする。また輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

注ⁱ⁾ 注^{h)}において認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載した場合は、認証番号を省略してもよい。

図 A.2－構造用集成材の表示の様式

附属書 B・附属書 C (略)

集成材－第 2 部：試験方法 (略)

JAS
1152-2:20xx